

歴史科学

No.253

2023.05

〈2022年6月大会 経済史研究から捉える、現代資本主義のなかの日本社会〉

趣旨説明 島田 克彦 (1)

経済史からいまを見る

—経済の軍事化、「繁栄の中の苦難」、日本の特殊性 小野塚知二 (2)

2022年度大会 討論要旨 西田 彰一 (21)

〈2022年1月例会 大正期日本人僧侶と中国仏教〉

常盤大定の中国仏教理解—大正時代の活動を手掛かりに— 渡辺 健哉 (23)

討論要旨 西田 彰一 (34)

〈2022年3月例会 近世・近代の大規模酒造業者と地域社会

—書評 飯塚一幸編『近代移行期の酒造業と地域社会』—

近世史の立場から『近代移行期の酒造業と地域社会』を読む 大国 正美 (36)

書評 飯塚一幸編『近代移行期の酒造業と地域社会

—伊丹の酒造家小西家— 吉原 大志 (44)

飯塚一幸編『近代移行期の酒造業と地域社会』へのコメント

—小西新右衛門家における大名貸研究に寄せて— 鈴木 敦子 (52)

書評へのリプライ 執筆者一同 (58)

討論要旨 綱澤 広貴 (64)

委員会記録 (66)

大阪歴史科学協議会

〈二〇二二年六月大会 経済史研究から捉える、現代資本主義のなかの日本社会〉

趣旨説明

大阪歴史科学協議会

二〇一〇年代の諸政権は、日本経済の軍事化を推し進めようとしてきた。一一年末の野田政権による武器輸出三原則の実質改定を経て、一四年四月には安倍政権が「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。安倍政権下では、特定秘密保護法（一三年）や「安全保障」法制（一五年）が相次いで制定された。さらに一五年に設置された防衛装備庁は「安全保障技術研究推進制度」を発足させ、日本版軍産学複合体の形成を進めようとしている。国公立大学法人化、運営交付金の削減が毎年続く中、防衛省が必要とする研究テーマに乗る大学や研究機関に競争的資金を配分する仕組みである。日本学術会議は一七年三月、「軍事研究を行わない」とする一九五〇年・六七年声明の継承を明言する「軍事的安全保障研究に関する声明」を、幹事会決定として発表した。しかし、一五年には学術会議人事への政権の介入がすでに始まっており、二〇年に発生した新規会員任命拒否問題の前提をなしていた。

大阪歴史協二〇二二年度大会は小野塚知二氏を報告者に迎え、西洋経済史・武器移転史研究の観点から、日本経済の現状把握につい

てご報告いただく。小野塚氏によると、一九世紀末から二〇世紀初頭のグローバル化期、諸国家は高度に相互依存的な経済関係を結んで国際分業を発展させる一方で、必然的に発生する矛盾、すなわち「繁栄の中の苦難」を共通に体験した。ここに、一九世紀末から第一次大戦期の経済史研究と現代資本主義論を架橋する視点を見出しうるであろう。現代日本においては、社会がグローバル化の矛盾にさらされる中、軍事化への欲求に基づいた投資主導型経済政策は破綻し、日本経済は貧困化と混迷の度を強めているのである。

この危機的状況は、今日ではいわゆる経済安保法制や、ロシア・ウクライナ戦争の中で深刻化する核戦争の危機や軍拡となって表出している。しかし近年の日本では軍需産業が相次いで撤退するなど、矛盾も明らかとなっている。二二年六月には核兵器禁止条約第一回締約国会議が開催されたが、日本政府は背を向けている。軍事化誘導、軍事最優先の政策と、市民のグローバルな連帯との対抗軸を見極め、さらに学問と政治の関係にも迫ることが喫緊の課題である。読者諸賢のご議論を期待する。

（文責 島田克彦）

（二〇二二年六月大会 経済史研究から捉える、現代資本主義のなかの日本社会）

経済史からいまを見る―経済の軍事化、「繁栄の中の苦難」、日本の特殊性

小野塚 知二

はじめに

戦後の日本では、戦争を自分事として見る機会はそれ以前に比べて減った。憲法が戦争と武力・戦力と交戦権を放棄したこともその一因だが、いま一つの原因は日米安保条約に象徴的に表現される日米同盟関係にある。この同盟関係の中で、日本は警察予備隊、保安隊、自衛隊という名の軍事力を再び保有するようになり、そことは憲法第9条との間に居心地の悪い状態を形成することとなった。軍事や兵器は、こうした意味でも戦後の日本では隠蔽されてきたのである。徴兵制も軍事教練もなくなったし、民間の短銃などは嚴重に管理されるようになったから、小火器に触れる機会も著しく減った。

われわれはこうして、軍事や兵器をどこか縁遠い他人事としてしかとらえられない認識の枠組と感性をもつようになったのだが、そのことは戦後の日本に生きる人びとが戦争・軍事・軍隊・兵器から真に自由になったということを全然意味していない。朝鮮戦争・ヴェトナム戦争やその後の米国の海外での軍事行動の多くは、日本が直接的な出撃基地となったという点で、日本は国際法上の紛争当事国となってきた。沖縄をはじめとして、日本国内に存在する米軍基地と米軍の行動は、周辺地域および訓練空域の人びとの生活と安

全を日常的に脅かしているし、米軍人の私的行為にも日本の司法権は不十分にしか及ばない。今回の新型コロナウイルス感染症が蔓延する中でも、米軍人は一切の出入国管理と防疫の対象となることなく日本に上陸し、基地からほぼ自由に外に出ることができ、日本国内を移動することができる。

つまり、戦争・軍事・軍隊・兵器はわれわれの周辺からなくなったのではなく、いまも根深く存在し続けているのだが、われわれ自身がそれを正当に認識し、感ずる力を衰弱させているだけなのだ。では、戦争の原因は何であろうか。通常、対立・係争点や憎悪が存在しており、それらを外交的・平和的に解決できないと戦争になると説明される。戦争とは、人の社会の出来事だから、むしろ何らかの原因がないはずがない。しかし、これらの原因だけで戦争は起きるのだろうか。もし、そこに兵器がなかったなら、対立・係争点や憎悪が外交的に解決されなかったとしても、われわれが想像するような態様の戦争にはならないであろう。双方が、言い争い、さらにその果てにつかみ合いの喧嘩をするといった程度のことでは発生するかもしれないが、それは小競り合いとか乱闘といったことであって、戦争とは呼べない。死傷などの被害や憎悪の連鎖の再生産は仮にあっても、被害の程度は圧倒的に低いだろう。

したがって、戦争がなぜ起きるのかを考えるためには、原因だけでなく、その手段、すなわち兵器の存在を見るのが重要となる。兵器という手段があり、それを製造し売る者がいるから、言い争いや小競り合いで済んだかもしれないことが戦争になるのである。むしろ、これに対しては、戦争の原因があるから手段が開発・製造・販売されるのであって、戦争原因の方が規定的であるといった反論もありうるだろうが、筆者は、むしろ手段の規定性を強調したい。

一 兵器に注目する必要性

(1) 手段の規定性

兵器という手段の存在とその性能や破壊力が戦争のあり方を根底的に決定していることは、たとえば、およそ火器が存在しない場合、われわれが想定しうる戦争が、銃砲以前の、刀剣・槍と弓・弩しかない前近代のそれに留まることから明らかだろう。

戦争には、利害対立・係争点、不寛容・無理解、憎悪などの原因が作用しているのだから、そうした原因をなくし、外交的・平和的に解決すべきだという議論は一見もっともらしいのだが、原因が発生してから戦争目的が確定し、その後兵器が開発・生産・配備されているのだろうか。現実の戦争の歴史を見れば、こうした目的と手段関係で解釈できることは非常に限られている。

特定の誰かを刺そうと思ってナイフを購入し、しかる後に傷害や殺人に及ぶ事例よりも、いざこざが起きた際にたまたまそこにナイフがあった（あるいは、たまたま刃物を所持していた）から、刺してしまったという事例の方が圧倒的に多いだろう。つまり、そこに手段がなければその傷害・殺人事件は発生しなかったか、あるいは起

きたとしても、素手でぶつなど、より軽微な事態で終わっていた可能性が高い。そこに凶器となりうるものがあつたから傷害・殺人事件となつてしまった事例の方が、周到に凶器を用意して計画的に犯行に及んだ事例よりも多いのである。アメリカは先進国中では治安の悪い国であるが、それは合衆国の「国民性」や「民度」に起因するのではなく、端的に小火器の売買や所持が「自衛権」によって正当化され、事実上野放しにされているからである。治安が悪いから武器が民間にはびこるのではなく、武器がはびこることを正当化する理屈が憲法に関わるような形で成立してしまっているから、その結果として治安が悪くなったのである。これらのことは戦争を説明しているわけではないが、手段の規定性を理解するには役立つだろう。軍隊とその兵器についても、同様に手段の規定性を指摘するのは容易である。殊に、専制的独裁国家ならいざしらず、仮にも議会があり、軍事費を含め予算審議権があるような国の場合、高額な兵器を多数配備するために、議会と世論に対してさまざまな説明をすることが求められる。その結果、兵器を調達したのに結局役に立たなかったということでは、軍の予算要求は次からは厳しく査定されることになる。したがって軍隊は官僚機構としても、配分された予算が役に立ったとの証を立てなければならぬ。議会制のもとでは兵器は使われない役に立たないわけにはいかないのだ。兵器を使わなければならなかった「原因」は後付けでも構わないが、予算を確保し続けるには、兵器は「役立つ」ことが示されなければならない。それゆえ、兵器があればそれを使いたくなるし、使わなければならないのだ。そこでは、目的や紛争原因は後付けとなつても差し支えない。

通常の軍事研究では、国家の目的や利害が最初にあつて、そこから外交戦略や軍事戦略が決まり、それにしたがつて戦術がいくつか選択され、その戦術に適合的な用兵思想が生まれ、その用兵思想にふさわしい兵器が開発・生産され、配備されると説明される。実際にこのような経路で兵器が決定された例は、ピョートル大帝のロシア海軍の西欧化や、幕末・維新期から日露戦争期にかけての日本など、大規模で長期的な軍制改革がなされる場合に限られている。こうした例外的な現象を軍事研究が常識化しているのは、兵器の開発・調達を正当化するためであり、経営戦略論が同様の論（「組織は戦略に従う」）を唱えるのは経営者の役割を過大に描きたいからである。

実際の観察結果より導き出されるのはまったく逆である。戦争の手段としての兵器の存在が、新たな戦術や戦略の、さらに国家目的を決定している。フォードやトヨタの生産システムも初めから全体の要素技術（＝手段）の漸次的導入とそれらの調整によって、結果的にできあがった生産システムである。戦略は手段に従うのである。むしろ、現実には、戦略が手段を決定することと、手段が戦略を決定することのどちらもありうるが、前者だけが常識になっているから、後者をことさらに強調する必要がある。しかも近現代史における重要な戦術と戦略の変化は、新しい兵器の登場・実用化が主導していることが多い。一八五〇～六〇年代に新たな製鋼技術が確立して、長射程の元込式銃砲が実用化したために、騎兵中心の陸軍から砲兵・歩兵中心の陸軍への変化が二〇世紀初頭までには完了した。

また、アメリカの核兵器は対日戦に用いるために開発されたのではない。ドイツが先に開発するかもしれないという猜疑心を培養基として、技術的可能性を追求した結果、核兵器が一九四五年七月に完成してしまつたのである。そこでもまだ用途は決まっていなかったが、その威力と、開発に注ぎ込んだ人的・物的資源の多さと、議会への説明責任を考慮した結果、核を用いた対日戦終結の戦術を思い付いたのである。しかし、こうして、ひとたび核兵器の「有用性」が認識されると、その運搬手段と制御手段の開発も連鎖的に進展し、核戦術が出現し、核戦略が正当化され、それらを背景にして戦後アメリカの外交・軍事面での世界戦略が生み出され、ソ連が数年遅れでそれに追隨した。その結果、たとえば、米ソ両国の相互確証破壊（MAD）戦略が形成されたのだが、初めからそれを狙って核兵器が開発されたわけではない。核兵器という手段の登場が、諸種の核戦術・核戦略をもたらししたのである。英仏が大国から転落したのはこれら兵器体系の独自開発に耐えられなかったからだし、中国が現在、大国たりうる背景には、これら兵器体系をわがものにしよつてきた絶え間ない努力が作用している。

核兵器だけでなく、魚雷と潜水艦^②、戦車、飛行機、ジェット機関、後退翼、弾道ミサイル、原子力艦艇などはいずれも、国家目的や戦略の要請にしたがつて出現したのではない。技術者や発明家たちの着想が先で、実物が完成した後に使ひ道が与えられたのである。新しい兵器の登場が戦術・戦略を決定するだけでなく、兵器の存続もそれを決定する。たとえば、ソ連崩壊後、核拡散防止の観点から、旧ソ連の核兵器をウクライナ、ヴェラルーシ、カザフスタンから引き揚げて、ロシアに集中したことが、その後のNATO諸国

のロシア孤立化戦略を決定し、現在にいたるロシアとウクライナの関係を、また両国とNATOとの関係を根底において決定している。

(2) 兵器をめぐる二つの道徳

人類は兵器について二つの相異なる道徳を持ってきた。第一は、兵器を力や「正義」の象徴として崇める道徳であり、第二は、兵器とは人・物の破壊を主目的とするがゆえに、本質的に不道徳だとする観念である。第一の道徳が支配階級(暴力を「正義」の名の下に行使する権力者)のイデオロギーであり、第二の道徳を抑圧し隠蔽してきた。「平和」を唱える宗教組織すら、邪教との戦いを正当化するために、しばしば「正義」の象徴として兵器の表象を利用してきた。第二の道徳が強く表れたのは、一九世紀末以降、平和思想・平和運動の影響下に、戦時法や非人道的兵器の規制などが論じ始められてからである。この時期は、古典的な帝国主義が諸種の兵器を植民地支配のために活用し、「文明国」間の「紳士的な」戦争の規律化と、植民地の「野蛮で未開な民衆」に対するあからさまに暴力的な支配との両面が出現したことが、第二の道徳を顕在化させた背後に作用している。

(3) 「汚い」兵器

兵器全般に対する肯定的道徳が支配的な中でも、とりわけ「非人道的」で、「ルール破り」の兵器は、卑賤で汚いもの(pariah weapons)として指弾されてきたことがある。「汚い」兵器の中で最も古いのは、植民地支配用に開発・配備されたダムダム弾(Dam-dam bullet、対人用拡張弾)で、一八九九年にハーグで開催された平和会議の宣言で、毒ガスとともに、軍隊による使用が禁止された。とはいえ、この宣言で、毒ガス(化学兵器)や拡張弾の

生産・配備が実際になされなくなったわけではないことは周知の通りである。このほかに、生物兵器、時限信管^③、魚雷による無警告の商船攻撃、核兵器(殊に中性子爆弾^①)、燃料気化爆弾、弾道ミサイル迎撃ミサイル(ABMやイージス・システム^⑤)、親子(ボール)爆弾、矢弾、対人地雷等々、現在まで次々と開発・生産され、配備されてきた。

それらのいくつかは、国際条約等で配備が禁止・規制されているが、それは長い運動や粘り強い交渉の結果であって、用兵側や武器輸出国は、こうした「汚い」兵器の禁止・規制をほとんど常に忌避・嫌悪・拒否してきた。対人地雷禁止(オタワ)条約は、NGO「地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)」の粘り強い運動もあって一九九七年に調印されたが、米ロ中などの大国が調印していないのはその好例である。

二 経済の軍事化

(1) 経済成長の二つの型

資本主義経済が確立した一九世紀以降の経済成長は、消費主導型と投資主導型の二つに類型化できる。消費主導型成長では、広範な大衆消費が経済成長を牽引し、投資は消費需要の成長に追従することになるから、需要の当てのない無駄な消費はなされない。投資主導型成長では、投資需要が成長を牽引し、しばしばそこには政策的な投資がなされる。投資によって生産力が上昇しても、それを消費が吸収できる保証はないため、消費以外の仕方では生産力が活用されなければ、投資も設備も単純に無駄になってしまう。

消費主導型と投資主導型とを隔てるのは、「民富(commonwealth)」

思想の有無ないし強弱である。民富とは文字通りには民衆の手許に残る富であるが、それだけではなく、民衆が富むことを可能にする自由闊達な経済活動と人間関係を是とする思想をも意味している。こうした意味での民富が経済の基本目的であるとの思想が広く共有されている社会では、消費主導型の成長が実現し、「富国強兵」や「社富（企業が富むこと）」が民富に優先すると考えられる場合は、投資主導型の成長戦略を採用せざるをえなくなる。

日本の近世では、支配階級は武士であったが、彼らは基本的に生産・流通などの経済活動を行わず、百姓・町人が経済を担い、またそのための財産所有が検地によって承認されていた。百姓・町人の経済活動は幕政・藩政からは相対的に自由に展開し、そのことを正当化する近世日本的な民富思想があったことは、諸種の農書・蚕書が刊行され広く読まれたことや、石田梅岩から二宮尊徳、大原幽学にいたる民衆道徳によって知ることができ、近世日本での投資主体は小農・豪農・篤志家や村落共同体であり、彼らの投資は民衆の生活に直結するインフラ整備（河川改修や水利・治山など）と新田開発のほかは、民衆の消費需要に応える事業開拓に向けられた。しかし、こうした民富思想に裏付けられた経済は、幕末維新期から士族が唱え始めた富国強兵殖産興業政策によって再編され、近代以降の日本では民富思想が完全に消滅したわけではないものの、経済活動の基本目的は富国や社富に転換した。戦後の高度成長期（バブル期）に民富思想が再定立する可能性はあったが、バブル破綻後にはその機会も逸してしまった。日本の近現代一五〇年間は民富思想の微弱さと、民富思想に基礎付けられない経済で特徴付けることができる。

(2) 消費主導型の例

二〇世紀の消費主導型経済で、最も早い事例は、一九二〇年代アメリカの住宅・耐久消費財ブームである。第一次世界大戦期にヨーロッパが世界経済から後退した分、アメリカ（と日本）がその空隙に進出して、アメリカは空前の繁栄を謳歌した。第一次世界大戦後に、ヨーロッパ農業が復興すると、アメリカはおもに農業が戦後不況を経験するが、それ以外の分野では繁栄が継続し、空前の不動産・耐久消費財ブームをもたらした。一九二〇年代のアメリカ経済は消費主導の成長を経験したのである。その結果、発生した余剰資金は最終的には証券投資に向かい、一九二八年頃までには証券担保貸付も急増して、明らかにバブルの兆候を示し始めていた。これに対して連邦準備当局は、一九二八年から二九年にかけて、数度の公定歩合引き上げで景気過熱に歯止めを掛けようとしたが、かえって国外のドル資金の還流を招き、証券市場は一層過熱し、つい一〇月には証券市場の大崩落を迎えた。大恐慌の始まりである。一九三〇年代の大恐慌に対して、ニューディール政策は早くから雇用創出、労働時間短縮、最低賃銀などで消費需要を維持することを目指した。諸種の公共事業も雇用創出の目的が強く、総支出に占める消費支出の割合は低下しなかった。三〇年代の消費主導型のニューディール政策は戦時の経済政策を経て、戦後ニューディールにまで継承された。フランスでも、一九三六年以降の人民戦線政府は長期有給休暇（現在のヨーロッパ諸国のヴァカンスの始まり）を法制化し、ある種のワークシェアリングと消費支出の増加を目指した。一九五〇～六〇年代の米欧日の高度経済成長も国内の旺盛な消費需要に支えられていた。これらの事例では、国外に専用の輸出市場

(II 植民地やブロック)を持たなくても、国内消費需要とそれに追隨する投資需要とで経済成長を達成できた。そこには民衆が富むことを良しとし、それを経済運営の目的とする思想が作用していた。

(3) 投資主導型の例

幕末維新期以降の日本の殖産興業富国強兵政策は、一方では生糸・茶などの輸出産業の振興と、兵器産業を中心とした分野への政策的な投資で特徴付けることができる。むしろ、自由民権運動のように「民福増進」や「民力休養」を唱える主張はあったが、それは支配的な思想となることなく、消費需要は幼弱であったから、成長は輸出需要と軍需とに依存せざるをえなかった。近代日本は民富思想が微弱であっただけでなく、工場法、労働組合、ILO条約等を通じた労働条件の向上に対しても消極的であった。こうした性格は、渋沢栄一、団琢磨、大原孫三郎など経営者にも見られる。

一九二〇年代以降のイタリア・ファシスト政権も国内の貧しさから投資主導型の経済政策を採用せざるをえず、産業復興公社(Istituto per la Ricostruzione Industriale)による政策投資と産業近代化を目指した。また、ほぼ同じ時期にソ連でも、スターリン体制の下で採用された二度の五カ年計画は、集団化・電化・重化学工業基盤の育成を主目的とした。イタリアとソ連の投資主導型経済政策の経験は、一九三〇年代のドイツにも継承された。ナチス政権初期は、未曾有の不作に見舞われ、しかし外貨の制約から食糧・飼料の輸入もままならない困窮を余儀なくされたが、経済官僚たちは「有限責任会社冶金学研究所(Metallurgische Forschungsgesellschaft m.b.H.)」を重工業界の出資で設立し、その発行した割引手形を巧妙に用いて再軍備のための費用を捻出

するとともに、重工業界への需要を確保した。また、高速道路(Autobahn)網の建設など公共事業も行うことで恐慌克服を目指した。こうして投資主導型の政策は短期的には効果を発揮し、ドイツ経済は早くも一九三六年には恐慌前の水準に回復し、ベルリン五輪で復興を印象付けたが、内実は、消費支出の収縮と女性労働力の労働市場からの排除などによって民生を犠牲にする政策であった。

これら投資主導型の経済政策に共通するのは、第一に民富思想が微弱で、民衆が貧しく国内市場が狭隘なこと、第二に消費不足ゆえに輸出志向とそのため通貨切り下げに依存する傾向があること、第三に土木建築、鉄道・道路建設、顕彰碑など公共事業の濫発に依存すること(マイナンバーもIT業界向け公共事業の性格を強く帯びている)、そして第四に経済の軍事化・軍需依存である。それゆえ、上述の投資主導型の事例は例外なく、軍備拡大と、それを正当化するための外交上・軍事上の「危機・被害」の創出・演出を必要とした。

(4) 経済の軍事化、あるいは学問の公共的性格への浸食

経済の軍事化は、現金支出をとまなう有効需要は生み出すが、人の生の実質合理性には寄与しない。また、経済の軍事化は政治・経済・社会・民衆心理を戦争に傾斜させる。さらに経済の軍事化は学問の性格にも重大な影響を及ぼす。一八四〇年代に英国が、産業革命の生み出した先端技術製品の輸出禁止とそれを製造する熟練職人の海外渡航制限を解除するとともに、特許制度で新しい技術の開発者に報酬を保証し、その他の者へは新技術の利用を許可する方向へと変化してから、世界の学問と先端技術は、学協会、国際アカデミー協会、学術雑誌や技術文献などを通じて国際公共財となった。一

九世紀後半から第一次世界大戦前までの世界各地の経済発展を可能とする条件となった。むろん、日本は幕末維新期以降、開発国家と財閥支配の下で経済は軍事化していたし、ヨーロッパ諸国も戦間期には経済の軍事化を経験するのだが、第二次世界大戦終了後まで、学問の国際公共財的な性格を浸食することはできなかった。第一のグローバル経済期（一八七〇～一九一四年の自由貿易基調の時期）はアメリカ合衆国を除けば貿易統制はほとんどなかったし、国際的に確立した学術共同体の自律性が保たれ、研究成果は学術雑誌・文献に掲載されて、誰でも読み、利用できる状態が維持された。

一九三〇年代後半に、日本の武器（殊に航空機および航空機用発動機・兵器の）開発・生産体制は世界水準に到達し、たとえば零戦や九六式陸上攻撃機など、日中戦争期から対英米戦初期までの日本を代表する航空兵器を生み出した。それを可能にしたのは、当時の最新の研究成果、製品、および外国人技師を自由に外国から獲得できたからにはかならない。こうした技術情報の自由な流通は、第二次世界大戦期まで続いた。中立国経由で入手された雑誌でほとんどの最新技術を、日本の大学および軍隊の研究者たちは知っていた。しかし、第二次世界大戦期に開発された核兵器・原子力技術、ジェット機関、後退翼、弾道弾の技術独占のために、アメリカがまず成果非公開の方向に転換し、その結果、軍産官学共同体が形成された。アメリカに続いて、ソ連、フランス、英国も同様の方向に転換して、学問の国際公共財的な性格は大きく変質することとなった。

たとえばCOCOM（多角的輸出統制調整委員会）対共産圏輸出統制委員会、一九四九～九四年。NATO諸国を中心に設立され、日本とオーストラリアも加盟）によって、西側諸国の学問と製品の

国際移転は制約されるようになったし、それは、その後ワッセナー協約などの安全保障貿易管理制度に継承されて、情報独占・秘匿の仕組みは維持された。武器の国際共同開発・生産体制の進展と、二〇一〇年代の日本の武器輸出三原則の改定も、こうした情報独占の方向性の中にある。その結果、安全保障技術研究推進制度（いわゆる「防衛省版科研費」）による学問の軍事誘導が進み、他方では学問の成果の公開性に大きな制約が課される危険性が高まった。このたびの経済安全保障法によって学問の軍事動員と秘密保持はより一層強化されることになるだろう。「安全保障」の名の下に、学問の国際公共財的な性格が大きく歪められようとしている。

（5）失われた三〇年とアベノミクスの破綻

日本にも一九七〇～八〇年代には消費主導型への転換の機会があった。消費者運動が日本にも定着し、経営者側にも堤清二のように消費者志向の経営を追求し続けた人物はいた。しかしバブルの破綻後の日本は、富国から民富へではなく、社富に転換してしまっただけで、バブル破綻後にも、大多数の消費者⇨勤労民衆の生の実質合理性に根ざした経済への転換の可能性はあったかもしれないが、アメリカによる日本叩きと「株主主権」論の台頭、さらにそれらを下支えしたネオ・リベラルな言説が、その可能性の実現を阻んできた。

アベノミクスはマイナンバーや五輪などの公共事業、経済の軍事化志向、そして重厚長大産業の輸出振興策など、当初から投資主導型の特徴を露わにしていた。それを財政金融的に可能にしようとしたのが「異次元の金融緩和」であった。それは、「ほとんどすべての政策領域において失敗の連続」（白井「二〇二二」）だったが、それでも政権交代にはいたっていない。むろん、投資主導の成長でト

リクルダウンを目指すという発想がそもそも誤っているのだが、アベノミクスが破綻せざるをえなかった原因はほかにもある。

アベノミクスは戦後歴代内閣の中では、最も露骨に経済の軍事化を志向したが、実はそれは失敗を運命付けられていた。日米安保条約と日米地位協定に象徴される対米従属下では、安全保障問題に限らず、経済政策すら一九八〇〜九〇年代の日本叩きや日米半導体協定のようには、真の意味での自立した政策は阻害されてきた。

本来ならば、こうした際限のない対米従属というところに、日本の政治・経済の支配層は矛盾を発見すべきのだが、それができないほどに認識枠組も心性も植民地化している。したがって、対米自立を主張する右翼は、鈴木邦男氏などごく少数の例外を除いて存在しない。対米自立はむしろ日本では右翼ではなく左翼の専売特許といつてよいほどに、微弱にしか存在していない。それは、支配層が対米自立の主張を必要としないからなのだ。

それゆえ日本の経済政策は、民富思想の不在という点では戦前との連続面もあるが、第二のグローバル化の中で、世界の多くの国でグローバル化に対抗するナショナリズムが台頭しているのに比べて、日本にはそうした経済的ナショナリズムも発生しない牧歌的な状況にある（飯倉ほか「二〇二〇」）。国内政治的な思惑からは、右翼・支配層は嫌中・嫌韓に矮小化した似而非ナショナリズムに逼塞しているという、極めて歪んだ状況が支配している。一九九〇年代以降のアメリカの経済的・軍事的な苛酷な要求に対して、被害者意識を正当に表明しているのは沖縄と左翼だけという状況が、戦後日本の戦前との断絶面であり、世界的に見て特異な従属的経済大國の実相である。

三 グローバル経済と「繁栄の中の苦難」

(一) 国際分業の陥穽

自由貿易（国際分業の深化、経済的相互依存関係の多角的強化）は、経済学的には善であり、正義であり、またすべての国に得をもたらす。その背後には、「自由で競争的な市場が最も効率的な財の配分を達成する」という経済学の教義が作用している。「自由競争市場が最適の資源配分を実現する」というドグマの起源は古典派に遡るが（リカード、J・S・ミル）、完全な定式化はPigou「一九二〇」による。それは厚生経済学の基本定理として定式化された。この定理はリカードの比較生産費説の成り立つ条件の一部を明示した点で進化しているが、そもそも市場の普遍性（あらゆる財について市場が存在している）は市場経済では成立していないし、完全競争、凸環境（convex environment）、効用関数と生産関数は他の経済主体の消費・生産量とは独立で、さらに限界代替率逓減と限界費用逓増が成り立つ）、ワルラス均衡が常態的に成立していることは論証も実証もされていない。このドグマは市場のごく特殊な、事実上ありえない状態を理論的に前提としているだけでなく、観察可能な事実からは、この教義は実証的にも疑わしい。

自由貿易思想は経済学的真理としてではなく、歴史的かつ価値判断的な言説として扱う必要がある。経済史研究の知見からいうなら、実態は常に独占と競争制限の方向に向かう力が作用してきた。それにもかかわらず、自由貿易という教条は一九世紀に始まり、第二次世界大戦後は世界経済の公式の疑われざる教義となった。ところが、自由貿易と国際分業の深化はさまざまな問題を生み出す。殊に、一八七〇〜一九一四年の第一のグローバル経済期は民衆の政治

参加や言論が活発化した時代でもあったため、世界経済が全体としては繁栄を享受しているのに、なにゆえ、特定の業種や地域が特有の苦難を経験するのかわかるといふ問いが広く立てられるようになった。

各国の比較劣位業種・地域の衰退・失業と比較優位業種の過当競争は、「繁栄の中の苦難」として説明・解釈を要する事態と見なされるようになったのである。それ自体は経済理論的には、一国内の競争で発生する勝敗とまったく同型であり、国際分業が深化すれば論理的必然として発生する現象であるが、第一のグローバル経済期以降、現在まで、それは何らかの説明・解釈を要することとなった。

(2) 自由貿易賛美論、社会主義、ナショナリズム

「繁栄の中の苦難」を説明する枠組は、単純化するなら、i 自由貿易賛美論、ii 社会主義（+社会政策）、iii ナショナリズムの三通りである。

i 自由貿易賛美論は、市場での自由取引に委ねるなら、「繁栄の中の苦難」と見える現象は市場が効率的に解決するという主張で、古典派経済学的な市場の自動調節作用への信仰と同根である。しかし、これは、「繁栄の中の苦難」の解決を放棄する（むしろ積極的に不介入を主張する）傾向があり、苦難を現に経験している人々の間に鬱積する不満を放置する。

ii 社会主義は、「繁栄の中の苦難」の原因は、資本主義の根本矛盾の発現としての全般的窮乏化・階級対立・帝国主義であり、資本主義を廃絶して社会主義社会に変革しない限り、この苦難の根本的な解決はありえないと主張した。それは一九世紀末〜二〇世紀初頭の世界ではそれなりの影響力をもち、それを放置するなら、実際に革命が発生して資本主義体制の危機を招くと真剣に危惧された。そ

こから、社会主義に対抗する「予防革命」としての社会政策（や、国際的な共通労働条件を定める取決II後の国際労働機関（ILO））によって苦難は緩和されなければならないが、そのための財源と合意の調達という隘路に導いた。一九世紀末から二〇世紀前半の経験を踏まえて、それは福祉国家として二〇世紀後半には制度化された。

iii ナショナリズムは現在でももっとも馴染み深い解釈枠組で、自国（民）が当然享受すべき利益を損なう悪しき他国が外側に存在し、その外敵に内通する裏切り者が国内にいるという被害者意識と猜疑心に彩られた主張である。これは苦難の原因をすべて敵と内通者の悪意に帰し、「相手につけを払わせる」ことしか主張しないから、政策論としては安易であるが、わかりやすい言説で、しかも社会主義と異なり、悪を具体的に名指しできるので効果的でした。殊に愛郷心（patriotism）を動員できるのであれば、強力な武器となり、それがナショナリズムとメディアの相互作用で増幅された場合は、冷静な政治家にも無視できない強烈な力を発揮する。

これら三つの説明枠組のうち、自由貿易賛美論と社会主義は第一次世界大戦勃発とともに敗退し、戦時に生き残ったのはナショナリズムだけであった。大戦後に、社会主義体制が出現することで社会主義が復活し、また、自由貿易賛美論はおもに第二次世界大戦後の諸種の国際的取決や国際機関として復活したが、二〇世紀末以降の第二のグローバル化期の中でもっとも流通しているのは、やはりナショナリズムである。こうして自由貿易は、被害者意識と猜疑心に満ちたナショナリズムを不断に再生産し、一方では国際関係を悪化させる要因となり（経済的相互依存の深化と国際政治的対立の併存）、他方では国民（の無視できない部分）をかりそめの一体感に

包摂することを可能にしている。^①

(3) 第一次世界大戦と第二次世界大戦の相違

このように考えるなら、第一次世界大戦は実際の宣戦布告の少なくとも数年前、一九一〇年頃までには民衆心理の中では始まっていた。しかも、それを煽る右翼・ナショナリストの政治家とメディアがこの時期には勢力を増していたので、あとは実際の開戦のきっかけを待つばかりの状態になっていた。むしろ社会主義者と冷静な政治指導者は戦争を回避できると考えていたが、彼らの予想以上にナショナリズムは強く、戦争反対を唱えていたら己に危険が及び、また、次の選挙で、「敵を目前にして尻込みした卑怯者」と指弾されて落選させられるかもしれないとの恐怖心から、彼らのほとんどは開戦直前に非戦・反戦の主張を捨てて戦争支持に反転してしまった。民衆心理に押される形で戦争が開始しただけでなく、第一次世界大戦は戦闘状態が長く続き、諸資源を総動員する総力戦となったため、日本やアメリカなどを除くほとんどの交戦国は、民衆の間での厭戦気分の発生と、兵士や銃後の不服従・怠業・混乱を経験した。厭戦気分を処理するうえで決定的な要因は、食糧の十分な供給であった。一九一七年二月に、首都ペトログラードでライ麦の高騰と不足から食糧配給が滞ったことが原因で民衆の反乱状況が発生し、多数の兵士も反乱に加わったため、ロシアの帝政は崩壊した。ドイツやオーストリア・ハンガリー帝国でも、一九一八年夏には秋の収穫量予測から、冬を越すだけの食糧のないことが確実となり、さらにスペイン風邪の第二波が一〇月にヨーロッパ全体を覆ったため、各地で自然発生的な革命状態となり、敗退した。東西両戦線とも戦場で勝敗は決していなかったが、民衆が飢えの恐怖から立ち上がるこ

とで戦争が終結したという点でも、この大戦の全過程に民衆心理が貫徹していたことがわかる。この経験はヨーロッパの交戦諸国に食糧安全保障の重要性を思い知らせることとなり、第一次世界大戦後、各国で農業政策が始まり、食糧増産と自給化への努力が始まった。

こうした第一次世界大戦の経緯を各国の指導者は学習して、敵と裏切り者を名指しすれば戦争を始めうることを、また食糧供給が充分であれば継戦態勢を維持しうることを知った。H・ゲーリングは第二次世界大戦後、ニュルンベルク裁判にいたる過程で、占領軍の調査官に対して、戦争を始めるとは「国民に、自国が攻撃されつつあるといい、平和主義者を愛国心に欠けていると非難し、彼らが国を危難に曝していると主張する以外に何もする必要はない」と語った。自然発生的民衆心理によって決定された第一次世界大戦の経験を各国指導者は学習したため、それ以降は民衆心理を操作することで戦争を始め、続けるのが可能なことが実証されて、現在にいたっている。被害者意識と裏切り者に対する猜疑心を煽る二〇世紀の大衆操作技術がこれを可能にした。この方法は戦争だけでなく、内政上の道具としても用いられ、ケンブリッジ・アナリティカなどの情報科学は英国のEU離脱国民投票やトランプ当選の背後に作用した。

(4) 「被害者」意識と「裏切り者」の言説

自分たちを害する敵が外にいて、内部には外敵に内通する裏切り者がいるという単純な言説は、一九世紀以前にも革命や労働運動などで用いられたが、それが最初に巨大な威力を発揮したのは一九世紀末以降の民主主義とメディアの発展期で、それは、第一のグローバル経済の生み出す「繁栄の中の苦難」への民衆的で情緒的なナショナリズムを増長させることとなった。

現在にいたるまで、外交や戦争だけでなく、内政上の道具としてもこれは使い回されている。おそらくは人類の脳の働きにとってもっとも浸透しやすく、また喚起力の高い結合の論理を提供するのがこの外敵・裏切り者の言説であり、今後に使われ続けるであろう。

ただし、戦後の日本は、その特殊な外交的・軍事的・地政学的な位置ゆえに、このナショナリズムはわかりやすい形では発現できず、民衆心理は本来的な行き場（敵愾心と猜疑心）を失った状態にある。むろん、それを反共・反ソの方向に向ける合意が容易に成立しえな時期もあったが、ソ連の解体後において反共は有効なはけ口とはならず、かといって反米自主独立が民衆に浸透する状況もなく、中途半端に嫌中・嫌韓の気分をさまよっている点に、戦後日本のナショナリズムの特殊な様相が示されている（飯倉ほか「二〇二〇」）。

四 日本の特殊性

(1) 国連憲章と憲法第九条

第一次世界大戦というそれまでとは明らかに異なる戦争を経験した後、その戦後にはこれまでにないさまざまな反省がなされた。第一は、一九世紀末以来の国際労働運動・国際社会主義運動が求めてきた労働条件の国際的平準化（＝労働市場での競争防遏）を予防革命的に実施するためのILOの設立である。第二は国際連盟の設立で、これら二つはいずれもヴェルサイユ講和条約に規定されていた。第三は諸種の軍縮会議（ワシントン、ジュネーブ、ロンドン）と軍縮条約であり、第四はパリ不戦条約で、これによってついに国家の自衛権や戦力・戦争の放棄・非合法化へ向かう道が拓かれた。むろん、それらによってただちに戦争の危機を防止できたわけ

はなかったが、平和のための理想を描くことについては一定の成果をあげたのが一九二〇年代である。その後、大恐慌とブロック化の時期を経て再び大戦が始まるが、戦後構想は早くも一九四一年には米英中心で唱えられ始め、それは一九四四年にはダンバートン・オウクスに米ソ英中の代表者が集って、後の国連憲章の草案を作成するにいたった。第一次世界大戦のように、戦闘が終わってから講和の条件を模索するのではなく、戦争終結以前に戦後の平和の条件を構築し始めたのである。そこでは、パリ不戦条約の失敗と第二次世界大戦を防止できなかった失敗とを踏まえて、各国が自衛権と戦争を放棄し、単一の国際機関に平和維持のための権力・暴力装置を委ねる集団安全保障という画期的な構想に到達した。実際の戦後を見るなら、自衛権と軍事同盟と戦争とに塗れた米ソ英中といった国々が、一九四四年にはきわめて理想主義的な平和を展望していたことは記憶されてよい。

日本国憲法は、この国連憲章の当初の精神を前提にした日本の反省文であって、パリ不戦条約から、ダンバートン・オウクスを経て、日本国憲法にいたる理想の系譜も、いまそれらがいかに形骸化しているからといって、忘れ去ってよいことではない。むろん現実には、一九四五年五月六月のサンフランシスコ会議が、まだ日本の敗戦以前に開催されたこともあり、集団安全保障が現実発動する前に、現に日本の軍国主義の脅威に曝されている自国を誰が守るかとのオーストラリアとニュージーランドの主張を容れて、国連憲章に実際は自衛権（第五条）が紛れ込んだのだが、それはあくまで集団安全保障を前提にしたうえで、それが発動するまでの臨時的で例外的な規定に過ぎなかった（小野塚「二〇一六」）。

現実の戦後は、まさにここから綻びを見せ、自衛権と軍事同盟の牢固とした構築物に変じてしまい、「現実主義的 (realist)」な政治学や国際関係論は、各国が自衛権を主張し行使するという、国際関係のホップズ的・社会契約論的な意味での野蛮状態を常態とみなし、理想主義的な平和運動の説く「文明」状態を夢として眨めた。

(2) 日米安保条約と日米地位協定

日米安保条約と日米地位協定の下で、日本は特異な従属状態に置かれることとなった。それは二〇世紀中葉に始まり、現在まで七〇年以上継続した、世界に類を見ない特異な支配・従属関係を生み出し、継続させ、再生産し、さらにそれを実質的に拡張しつつある。しかしこの日米の関係も、これまでにあったさまざまな軍事的・外交的・経済的な支配・従属関係と同様に、支配する側には新植民地主義的な行動様式を、支配される側には植民地人の心性を植え付けた。植民地にとって「世界」や「国際社会」が宗主国を意味するのは、戦後日本においても同様である。

(3) 従属的武器開発・生産体制への再編

それゆえ日本が、アメリカとは独立の兵器開発・生産体制を構築することは、安保体制の中では初発から許されていなかったのである。容認されていたのは、アメリカ主導で、アメリカを補助する開発・生産体制のみであった。日米安保条約には、アメリカの国家戦略が日本を利用し、日本はそれに奉仕するという面だけでなく、日本独自の経済の軍事化や航空機・兵器の開発生産体制を疎外するという面もあったことを見逃してはいけない。この点では欧州 (EU) に限定されず、戦後初期から英国も含む欧州諸国間で、航空機・兵器産業がアメリカからの相対的な自立性を追求し、ま

た実現してきたことと、さらに韓国の兵器産業の独自性と比べても、日本が極めて強くアメリカに従属する姿勢を歴代政権は維持し、強化し続けてきた。一九八〇年代の「次期支援戦闘機 (現在の F-2)」開発計画における「国産派」の挫折と「日米共同開発」への後退も、このたびの MRJ の開発中止も、こうした文脈において理解すべきである。

武器輸出三原則も、同じ文脈で生成し、変質し、改定されてきた。武器輸出三原則とは、他国が武力を保持することに日本が加担しないことを定めた原則で、日本経済が武器の生産と輸出に依存しないように歯止めを掛ける (日本経済の軍事化を低く留める) 効果があった。武器輸出三原則の起点は、一九六二年三月、共産圏向けの武器輸出については COCOM の規定に従って禁輸するとの通産省通商局長の答弁から始まる。この年に武器禁輸が言明された背景には、敗戦後一切の軍備と兵器産業が禁止されただけでなく、民間航空も含む一切の航空機の開発・製造・運用も禁止されていた日本とドイツが、冷戦の激化・朝鮮戦争勃発とともにアメリカの前進基地の機能を強化され、米軍兵器の製造・修理を担わされ、冷戦体制の中に位置付けられたこととともに、両国で再軍備が進められたという事情が作用している。一九五〇年代初頭には、両国で航空機の運用 (たとえばルフトハンザや日本航空) のみならず、武器と航空機の製造・修理も一挙に再開され、日本では当時最新鋭の対戦哨戒機 P2V-7 と戦闘機 F-104J のライセンス生産、T-1 ジェット練習機や P2V-7 の大幅改造機 P-2J、さらに 61 式戦車の開発など、敗戦直後の空白期を経て、六〇年代初頭までには兵器開発でも世界水準に到達しつつあり、さらに現在の大型飛

行艇US-2の技術的な原点となったUF-XSの試作で世界水準を凌駕する可能性すら発生しつつあったのが、一九六二年という年である。第一線の兵器を製造・修理するだけでなく、開発する能力も保持するようになったそのときに、それを他国の軍備のためには用いないと定めたのである。

むろんこの背後には、アメリカに由来する技術が日本を通じて共産圏に移転するのに歯止めを掛けるとともに、日本が独自の武器大国として台頭することを防止したいアメリカの思惑が作用していた。日本国民の大多数が、憲法とともにこの原則を支持したことも事実であって、野党や市民運動から武器輸出三原則に対する明瞭な反対論や疑義が出たことはなかった。早くから異議を唱えていたのは財界で、経団連の防衛生産委員会は六二年七月には武器輸出承認に消極的な政府への不満を表明した。日本は一九四九年一月から外為法および輸出貿易管理令によって、輸出には通産相の許可が必要とされてきた。民間用兵器の輸出は一九五〇年代から六〇年代にかけて許可されるようになったのだが、軍用兵器の輸出については消極的な姿勢を通産相が維持してきたので、財界はそれに不満を示した。

この一九六二年の対共産圏禁輸原則の確認ののち、一九六五年五月の外務省アジア局外務参事官の参議院決算委員会での説明と、同年八月の通産省重工業局次長の衆議院科学技術振興対策特別委員会での説明によって、COCOM規制遵守、国連決議による武器禁輸対象国への禁輸、および国際紛争の助長のおそれのある国への禁輸という後の三原則の骨格が完成した。

これらを踏まえて、一九六七年に佐藤栄作首相が、武器輸出は従

前より輸出貿易管理令によって規制されており、殊に、①共産圏諸国向け、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、③国際紛争の当事国またはそのおそれのある国向け」の武器輸出はしてはならないと答弁することで、武器輸出三原則は確定した。その後、一九七六年には三木武夫首相の答弁で、④三原則対象国以外への輸出も慎重、⑤武器製造関連設備の輸出については「武器」に準じて取り扱うものとされた。武器輸出の完全禁止を明言したわけではないが、軍用武器とそれに関連する技術の移転には限りなく否定に近い消極的な姿勢が示されたのである。また、一九八一年には、通産省の承認をえずに砲身を韓国に輸出した堀田ハガネ事件をきっかけとして、「政府は武器輸出について厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである」との「武器輸出問題等に関する決議」が衆参両院でなされた。

むろん、武器輸出三原則には、対米輸出・技術協力については抜け道も用意された。たとえば、一九八三年には中曽根康弘内閣の後藤田正晴官房長官が「対米武器技術供与についての談話」を発表した。アメリカは明白に「国際紛争当事国」だが、日米安保条約の観点から例外扱いすることとし、また、二〇〇五年には小泉純一郎内閣が、アメリカとの弾道ミサイル防衛システムの共同開発・生産は三原則の対象外とするとの官房長官談話を発表した。いずれも日米安保条約の相手国であるアメリカを例外扱いする抜け道規定であった。

しかし、二〇〇七年になると、石破茂防衛相が総合取得改革推進プロジェクトチーム（省内検討機関）に対して、武器調達の効率化の方策を探るよう指示を発した。それは、国際共同開発・生産と

いう語を明示したわけではないが、「最新の軍事科学技術の動向や研究開発を巡る国際的な情勢を踏まえ」るよう命じていた。この指示に応えて、翌二〇〇八年三月に提出された報告書では、「効果的・効率的な研究開発に資する国際協力を推進するため、各国との技術交流をより活性化するとともに、国際共同研究・開発に係る背景や利点・問題点などについて一層の検討を深める必要がある」との提言をして、アメリカ以外の国も含む国際共同研究・開発という三原則改定の方向性を打ちだした。防衛省は国際共同によって兵器の調達価格が下がることを期待し、経団連は逆に輸出需要や技術移転の可能性に期待してこの方針に賛意を表明したのである。こうして、アメリカだけを同盟国として例外扱いする抜け道から、欧州諸国なども相手として想定した国際共同を一般論として是とする方向が目指されるようになった。国際共同が用兵側と財界双方の利益の一致点となったのである。

二〇一〇年一月には、民主党鳩山由紀夫内閣の北沢俊美防衛相が日本防衛装備工業会（武器製造・修理企業の業界団体、前身は一九五一年発足）で、「二〇一〇年末に取りまとめられる防衛計画の大綱（新防衛大綱）において武器輸出三原則の改定を検討する」と発言し、見直しの内容としては「日本でライセンス生産した米国製装備品の部品の米国への輸出」や途上国向けの武器輸出をあげた。その後、首相が主催する「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」の第一回会合（二月一八日）でも、防衛相は三原則改定を要望した。ここでも、やはり輸出志向という財界の要求を防衛省が先取りする方向性が示されたのだが、このときは、民主党政権と連携関係にあった社民党の反対があったため、この議論は先送りされた。

こうして、一九六〇年代以来の軍用武器輸出を禁止する原則はかくも半世紀近く守られてきたのだが、これに穴を開けて、実質的に三原則を改定したのが民主党の野田佳彦内閣である。二〇一一年二月二七日に、同内閣の藤村修官房長官の談話として、①平和貢献・国際協力にともなう案件は、防衛装備品「II武器」の海外移転を可能とする、②目的外使用・第三国移転がないことが担保されるなど厳格な管理を前提とする（目的外使用・第三国移転を行う場合は日本の事前同意を義務付ける）、③安全保障面で協力関係にある国で、共同開発・生産がわが国の安全保障に資する場合はそれを推進する、との新方針を発表した。従来の三原則を大幅に逸脱する内容が、こうした年末に、それも官房長官談話という軽い形式で発表されたのには理由がある。この一週間前、二月二〇日の閣議で、政府は航空自衛隊の次期戦闘機としてF-35採用を決定していた。航空自衛隊はF-22がほしかったのだが、アメリカが輸出を許可しなかったため、導入機種をF-35に変更した。F-35の採用はアメリカの意向に適っていた。しかしこれは国際共同開発・生産の戦闘機であるため、武器輸出三原則を改定しなければ導入できなかったのである。つまり、買い物を先に決めてしまっただけから、それに適合するように慌てて武器輸出三原則に風穴を開けたのである。

この三原則の実質的な改定を前提にして、二〇一四年四月一日に第二次安倍晋三内閣は従来の武器輸出三原則に代えて、「防衛装備移転三原則」を閣議決定する。①原則的な輸出禁止から禁止する場合（六七年佐藤首相答弁②・③に相当）の限定への変更、②移転を認め得る場合（i平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する、

ii 日本 の 安全 保障 に 資 する の 限 定、 厳 格 審 査、 情 報 公 開、 ③ 目 的 外 使 用 と 第 三 国 移 転 に つ い て 日 本 国 政 府 の 事 前 同 意 を 相 手 国 に 義 務 付 け の 三 点 を 主 たる 内 容 と し て、 日 本 の 武 器 輸 出 は 原 則 禁 止 で は な くな っ た。

さ ら に 安 全 保 障 法 制 に よ っ て、 憲 法 第 九 条 の 下 で も 軍 事 同 盟 に し た が っ た 参 戦 を 可 能 と する 実 質 的 改 憲 の 企 て が な さ れ た。 ま た 経 済 安 全 保 障 推 進 法 に よ っ て、 潜 在 的 敵 国 へ の 禁 輸 ・ 情 報 遮 断 措 置 が 強 化 さ れ、 重 要 物 資 ・ 基 幹 イ ン フ ラ の 確 保、 先 端 的 重 要 技 術 開 発 支 援、 特 許 非 公 開 な ど、 ア メ リ カ へ の 従 属 下 で、 ま す ま す 科 学 ・ 技 術 を 非 公 共 的 な 仕 方 で 軍 事 利 用 する 方 向 へ の 改 定 が な さ れ た。 た だ し、 経 済 安 全 保 障 と は い え、 最 も 肝 腎 な 食 糧 安 全 保 障 に つ い て は 調 達 先 の 多 角 化 を 示 す の み で、 自 給 率 向 上 は 経 済 安 全 保 障 推 進 の 手 段 と し て は 提 示 さ れ て い な い。 こ こ で、 日 本 の 経 済 安 全 保 障 は 食 糧 自 給 を 確 保 する 欧 米 諸 国 と 峻 別 さ れ る が、 そ れ も、 米 国 の 農 業 ・ 食 料 輸 出 利 害 の 下 に、 日 本 の 農 政 が 従 属 し て い る か ら で あ る。

(4) 日 本 学 術 会 議 任 命 拒 否 問 題

日 本 学 術 会 議 会 員 候 補 の うち 六 名 が 任 命 さ れ な っ た 事 件 が、 端 的 に 日 本 学 術 会 議 法 に 反 し て い る こ と は 広 く 指 摘 さ れ て い る と お り で あ る。 内 閣 府 が 「 日 本 学 術 会 議 の 在 り 方 に つ い て の 方 針 」 (二 〇 二 二 年 一 二 月 六 日) を 示 し た の も、 二 〇 二 〇 年 に 発 生 し た 違 法 状 態 を う や む や に し ょ う と する 意 図 が 込 め ら れ て い る。 ま た、 こ の 任 命 拒 否 が 学 問 の 自 由 に 対 する 公 然 たる 挑 戦 で あ る こ と、 す な わ ち 憲 法 無 視 で あ る こ と も、 繰 り 返 し 強 調 さ れ て よ い。 日 本 国 憲 法 の 「 第 三 三 条 [学 問 の 自 由]」 は 生 ま れ な が ら の 人 一 般 の 学 ぶ 権 利 を 保 障 し た も の で は な い。 そ れ は、 思 想 ・ 良 心 の 自 由 (第 一 九 条)、 表 現 の 自

由 (第 二 一 条) で 保 証 さ れ う る か ら だ。 第 三 三 条 は、 専 門 領 域 の 自 律 性、 公 的 学 術 機 関 に よ る 人 選 の 自 律 を 保 障 する た め に 置 か れ た。 学 術 会 議 問 題 の 根 幹 に は、 た し か に 学 問 の 自 由 の 問 題 が あ る の だ。

憲 法 第 三 三 条 は、 職 分 団 体 (こ の 場 合 は 大 学 や 日 本 学 術 会 議) の 自 律 性 を 規 定 し て お り、 日 本 学 術 会 議 法 に も そ の 論 理 が 貫 徹 し て い る。

日 本 学 術 会 議 が 二 〇 一 七 年 三 月 二 四 日 に 発 表 し た 「 軍 事 的 安 全 保 障 研 究 に 関 する 声 明 」 は、「 研 究 の 自 主 性 ・ 自 律 性、 そ し て 特 に 研 究 成 果 の 公 開 性 」 を 担 保 する こ と を 重 視 し て は い る が、 そ れ は、 学 問 の 国 際 公 共 財 的 性 格 と、 線 引 き の 難 し い 軍 民 共 用 (デュアル・ユース) 技 術 と の 折 り 合 い に、 研 究 者 が 各 現 場 で 充 分 に 配 慮 す べ き で あ る と い う 程 度 の こ と し か 述 べ て い な い。 そ も そ も、 そ れ ほ ど 戦 闘 的 に 「 軍 事 研 究 」 に 反 対 する よ う な 声 明 で は な っ た。 し か し、 そ の 程 度 の 声 明 で あ っ て も、 そ れ は 東 京 大 学 憲 章 や 東 京 大 学 の 軍 事 研 究 規 定 と と も に、 戦 争 の 反 省 と 学 問 の 公 共 性 の 維 持 を 端 的 に 謳 っ て お り、 そ れ が 二 〇 世 紀 末 以 降 の 武 器 輸 出 三 原 則 改 定 と 二 〇 一 〇 年 代 の 戦 争 体 制 と を 目 指 す 勢 力 に と っ て は 倫 理 的 な 障 碍 と 映 っ た の で あ る。

お わ り に 一 生 活 る に 値 する 将 来 一

(1) 単 純 な 教 訓

兵 器 は、 暴 力 (人 の 身 体 生 命 と 財 産 に 害 を 与 え う る 脅 威) で 他 者 を 支 配 し ょ う と する た め の 道 具 で あ る。 暴 力 に よ る 支 配 が、 自 由 ・ 平 等 と い う 近 代 的 な 価 値 と 根 源 的 な と ころ で 両 立 し が た い だ け で な く、 国 際 社 会 に お い て 各 国 が 武 装 し て 自 衛 する の は、 ホ ッ プ ス の 社 会 契 約 論 の 観 点 か ら は 野 蛮 状 態 に 留 ま り、 文 明 状 態 に は 程 遠 い 発 想 で あ る。 し た が っ て、 暴 力 に よ る 支 配 の 手 段 で あ る 兵 器 か ら 目 を 逸

らしてはいけない。それがいかに禍々しいものであっても、それは現に存在し、われわれの生き方に大きな影響を与えている。しかも、兵器を運用する者と、兵器を売買・貿易する者は、暴力の所持・配備と移転に対する道徳的な問いを無効化して、自らを正当化しようとするから、その言葉を額面通りに信用することはできない。

(2) 理想と現実

現実には兵器も軍拡・軍備も厳然と存在しているが、それに対して軍縮 (disarmament) の理想が、ほとんど実現したことはないとはいえ、くりかえし唱え続けられてきたように、武器移転 (arms transfer) の現実に対して「非武器移転 (dis-arms-transfer)」の理想を唱えることはできる。これまでのどの軍事大国も武器移転に依存しなかった国はない。自国の兵器産業に安定的需要を維持するために輸出を必要としていただけでなく、軍事大国はしばしば兵器と最新軍事技術の受入国でもあった。それゆえ、武器移転を厳しく制約するならば、暴力による支配の手段は、これまでのように容易には調達できなくなる。

しかし、軍縮と非武器移転への道は厳しい。兵器を運用する者と売買する者の言説と、根強い自衛権論とによる兵器の正当化は強く、この道は絶望的なほどに厳しいが、絶望する必要はない。兵器に対する道徳的な問い (「なぜ殺す道具を作り、持ち、売買するのか?」) は捨てなければならない理想ではないからである。

むしろ、ただちに軍縮や非武器移転の理想を実現するための処方箋が安易に提示できるわけではない。しかし、処方箋を提示できなくとも、何が理想の実現を妨げているのか (病気の原因) を、また

その原因が他のいかなる病気 (投資主導型の成長戦略、民主主義や立憲政治の危機等々) に関わっているのかを、冷静に解明することがまずは必要であろう。そこでは、たとえば「安全保障上の必要」、「自衛権」、「抑止力」など、兵器の所持・生産・流通を正当化する言説に対して、そもそも暴力による支配の手段の存在こそが理想を妨げる原因であることを知らなければならぬのである。

(3) 絶望はたやすいが、何も生み出さない

こうした状況を維持してきた政治と、そうした政治を許してきた有権者・メディアの責任を問うならば、その原因は「国民が愚かであるからだ」といわざるをえない一歩手前まで来ている。では、愚かな国民には愚かな政治が身の丈に合っているのだと高笑いできるだろうか。こうした絶望に陥るのはたやすく、いま、その誘惑はかつてなく強い。しかし、それは悪以外の何も生み出さない。

(4) 武器貿易条約と核兵器禁止条約

武器貿易条約 (ATT) や核兵器禁止条約の成立と批准国の増加を目指して粘り強く取り組み、それを実現してきた努力は、いかにささやかでまた妥協的に見えたとしても、無視してはいけない。ささやかな努力への冷笑的な態度も絶望への道に通ずるからである。

(5) 生きるに値する将来

兵器も戦争もない世界は夢見るに値する。逆に、いま、戦力と自衛権とに訴えることによって確保できるとされる「平和・安全」の幻は生きるに値するのであろうか。生きるに値する将来は、いま生きる者を損ない、抑圧し、彼らの災厄を放置する現状を容認したあとには築くことができない。¹⁵⁾

参考文献

飯倉章・山室信一・小野塚知二・柴山桂太ほか「二〇二〇」『世界史としての第一次世界大戦』宝島新書。

小野塚知二「二〇二三」兵器はなぜ容易に広まったのか—武器移転規制の難しさ—創価大学平和問題研究所『創大平和研究』第二十七号、二〇二三年三月、六五—九二頁。

小野塚知二「二〇二四 a」戦間期海軍軍縮の戦術的前提—魚雷に注目して—横井勝彦編著『軍縮と武器移転の世界史—「軍縮下の軍拡」はなぜ起きたのか—』日本経済評論社、一六七—二〇二頁。

小野塚知二編著「二〇二四 b」第二次世界大戦開戦原因の再検討—国際分業と民衆心理—岩波書店。

小野塚知二「二〇二六 a」戦争と平和と経済—二〇二五年の「日本」を考える—『国際武器移転史』第一号、二〇二六年一月、一五—四〇頁。

小野塚知二「二〇二六 b」武器輸出とアベノミクスの破綻—課題先進国日本の誤った選択—『世界』通巻八八三号、岩波書店、二〇二六年六月、七九—八九頁。

小野塚知二「二〇二〇」『第一次世界大戦原因論』金澤周作監修、藤井崇・青谷秀紀・古谷大輔・坂本優一郎・小野沢透編著『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房、二四六—二四七頁。

小野塚知二「二〇二二」『ゼロ成長経済と資本主義—縮小という理想—』『世界』通巻九四七号（特集「サピエンス減少」）、岩波書店、二〇二二年八月、一四八—一六三頁。

加藤陽子「二〇二二」『この国のかたちを見つめ直す』毎日新聞出版。

塩沢由典「二〇二四」『リカード貿易問題の最終解決』岩波書店。

白井聡「二〇二二」『長期腐敗体制』角川書店。

鈴木宣弘「二〇二二」『食と農—保護と自由の間—』(元)今こそ食料安全保障の確立を『時の法令』二二四二号、一五二—一五五頁。

田淵太一「二〇〇六」『貿易・貨幣・権力—国際経済学批判—』法政大学出版局。
横井勝彦・小野塚知二編「二〇二二」『軍拡と武器移転の世界史—武器はなぜ容易に広まったのか—』日本経済評論社。

Norman Angell「一九一〇」『The great illusion: a study of the relation of military power to national advantage』Heinemann. (安部磯雄訳『現代戦争論—兵力と国利の関係』博文館、一九二二年)

Arthur Cecil Pigou「一九一〇」『The economics of welfare』Macmillan (気賀健三・永田清訳『ピグウ厚生経済学』東洋経済新報社、一九五三—一九五五年)。

Frank Trenmann「二〇〇八」『Free trade nation: commerce, consumption, and civil society in modern Britain』Oxford University Press。(田中裕介訳『フリートレード・ネイション—イギリス自由貿易の興亡と消費文化—』NTT出版、二〇一六年)

註

① 本稿では「兵器」と「武器」は完全な同義語で、移転や輸出の際は「武器」を用いるなど慣用的な使い分け以上の意味の相違はない。なお、日本政府が公認している兵器（自衛隊向けに兵器産業が納入し、また外国から輸入する兵器や、日本企業が海外に輸出する兵器）は、日本の官庁用語では「防衛装備」と呼ばれるが、これも「兵器」と完全に同義語である。なお、兵器とは殺傷・攻撃能力を直接的に有する道具・機器だけでなく、それらを有効に用いるために組合わされる専用の諸種の道具・機器も、他の目的に転用できない以上、兵器である。機銃弾・ミサイル・爆弾を搭載していない戦闘機や爆撃機は単なる飛行機に過ぎないが、機銃・ミサイル・爆弾等

の直接的な破壊手段の専用の運搬用具であるから、それらは兵器である。なお、戦争や兵器が日本社会の日陰者になっているだけでなく、それらは日本の歴史学など学問の世界でも日陰者であるためか、「兵器」、「武器」、「兵器産業」などの語を用いずに、「軍需品」、「軍需産業」などと言い換えられている例をしばしば見る。しかし、軍需品とは兵器も含むが、はるかに広い概念で、およそ軍隊が必要するものは、兵器以外にも、食糧・衣服・医薬品・住宅・家電製品、さらに兵士の娯楽用の雑誌やビデオなどもすべて軍需品である。このため、軍需産業の側面をもたない産業を見つけることは事実上不可能なほどに、軍需産業の裾野は広い。本稿は軍需品一般ではなく、兵器に注目する。

② 小野塚「二〇一四a」を参照されたい。

③ 時限信管 (time fuse) とは、着弾とともに砲弾・爆弾を炸裂させず、数分〜数十分後に遅れて炸裂することで、不発弾処理や被害検分に当たる兵士・専門家を殺傷することを目的とした信管である。

④ 中性子爆弾 (neutron bomb) は、核爆発の際の熱や衝撃波による対物損傷能力よりも、中性子線による生物殺傷能力を高めることで、人を効率的に殺し、使用後に占領する際に残された建物・道路・橋梁などを利用することを狙った兵器である。

⑤ 弾道ミサイル迎撃が可能になれば、相互核抑止（敵からの反撃による被害を考慮して先制攻撃を断念する効果）が機能しなくなるので、先制攻撃を着手しやすくする「汚さ」があるとして、かつてABMが配備された際には、一九七二年のABM制限条約で、米ソ両国がそれぞれ一カ所にのみに百発以下などの制限を設けて、相互核抑止を無効化しないようにした。二〇〇一年にブッシュ大統領が同条約からの脱退を宣言し、翌年失効した。イージス・システムは初めからそうした条約の制約を受けずにアメリカ

力が一方的に配備しており、相互抑止を損なうことによって、先制攻撃を可能にする危険性の高い兵器である。アメリカ以外では日本がイージス艦の最初の配備国で、また陸上イージスも、アメリカ（ポーランドとルーマニアの米軍基地を含む）以外では、日本が最初の配備国となる予定であった。日本に先制攻撃能力がなくても、同盟国のアメリカはその能力を有するので、日本は相互抑止を損なう「汚い兵器」を配備したことになる。さらに、二〇二二年一月一六日の閣議決定（安保関連三文書改定）で「敵基地攻撃能力」の保有を目指すことが公式に表明されたため、相互抑止を無効にする日本版の「汚い兵器」は名目的には完成されることになる。ただし、核弾頭を保有しない以上、日本の先制攻撃は堅固に防護された敵には実質的な損害を与えることのできない名ばかりのものにとどまらざるをえず、敵からの実質的な反撃（日本が焦土にされてしまうこと）を招きよせ、それを正当化するだけの、軍事的にははなはだ割の合わない「汚い兵器」体系となる。

⑥ 自由競争や自由貿易が効率的であるとする経済理論の教説を批判的に検討したものととして、田淵「二〇〇六」と塩沢「二〇一四」を参照されたい。

⑦ free tradeの歴史性と思想性を説明したTrenmann「二〇〇八」を参照されたい。

⑧ 簡単には、小野塚「二〇一四b」序章を参照されたい。

⑨ 一九世紀末の第一のグローバル経済の状況の中で、社会主義は確かに影響力を増したが、それは苦難を具体的に捉えず、社会主義理論の演繹の問題として思弁的・観念的に把握する傾向が強くなり、それゆえ、その解決策としての革命は平時には迂遠で、現実に革命が発生したのは、旧秩序が危殆に瀕した両大戦の終戦前後の時期に限定されている。

⑩ ナシヨナリズムにも、公式見解としての自由貿易賛美論のいずれにも満足

しない人びとはいるのだが、社会主義はいまは自由貿易のもたらす結果を説明する枠組としては用いられず、社会政策・福祉国家はネオ・リベラリズムに攻撃されて後退したため、第二の説明枠組は弱い主張に留まっている。

① 自由貿易が必然的にナショナリズムを生み出し、それゆえ国際関係の悪化とかりそめの国民統合をもたらすと確信をもって主張することはできないが、ナショナリズムの生成態様を以下のように理解するなら、それは当面は、政治的にきわめて安易かつ有用な道具を提供し続けている。①人間の共同性の歴史でより一般的なのは、理性的な「市民的ナショナリズム」による結合ではなく、情緒的な内外二重道徳に依拠して「敵・奴ら」を共有することで「我ら」の統合を確保する結合の方である。②第一のグローバル経済期は、同時に民衆の政治参加と言論が活発化した時期であったために、ナショナリズムは初めて大衆的基盤を獲得し、「市民的ナショナリズム」の理性的・主知主義的・啓蒙的性格を喪失して、情緒的・主情主義的な「敵・裏切り者」言説に変質した。③第一次世界大戦前後の経験を踏まえて、一九二〇年代以降に、全体主義的な政治指導者は「外敵と裏切り者」を名指しすることで国民を戦争に動員するのが可能であることを学習し、実証した。つまり、第一次世界大戦後は、「大衆的ナショナリズム」は単に自然発生的現象ではなく、操作可能な道具となった。

② 武器輸出三原則の形成過程については、富田圭一郎「武器輸出三原則―その現況と見直し論議―」（国立国会図書館『調査と情報』第七二六号、二〇一一年一月一日 <http://ndl.go.jp/diev/publication/issue/pdf/0726.pdf>）を参照した。

③ 加藤陽子「二〇二二」二七頁。傍点は引用者による。

④ 軍事大国が武器移転なしに成立しえなかったことについて詳述する余裕は

ないが、かつての英国やアメリカのような世界最強・最大の軍事大国にとっても武器移転が不可欠であった事例は、小野塚「二〇二三」を参照されたい。兵器と戦争のない世界だけでなく、温暖化ガスの排出で環境に不可逆的な変更をもたらし、将来世代の生きる権利を損なうことから自由な、ささやかな文明を目指すという観点からも、生きるに値する将来は、「いま」を暴力的に維持し改変することによってではなく、いまを人間のかつ平和的にわずかでも修正することの先にしか展望することはできない。

二〇二二年度大会 討論要旨

討論は島田克彦氏の司会のもと進められた。はじめに、安岡健一氏から三つ質問があった。まず、第一次世界大戦後から出入国管理がはじまったとのことであるが、外国人差別を含めれば、第一次世界大戦以前からあったと言えるのではないかと質問した。これに対して小野塚氏は、外国人差別との関わりでの出入国管理はたしかに第一次大戦以前にもあった。ただし現在においては、人々はどこかの国籍を有していて、在日米軍の軍人軍属などの例外は存在するものの、出入国管理においては旅券を持たなければならない。これが普遍的にすべての人に適応されるようになったのは、第一次世界大戦後であると答えた。

次に安岡氏は、小野塚氏が主張する民富とは、公と私の両者を包括するものなのか、民富においては、公と私はどのように区分されるのかという質問をした。小野塚氏は今回ここで紹介した民富という概念は、プライベートの領域を包みこむコモンウェルスであり、国民全体の富だけでなく、国民一人一人の富も含めてのコモンウェルスである。しかもこのコモンとは、大気や水、海洋循環といった地球環境も込みで考える必要があると答えた。

そして安岡氏は、兵器産業の国産化と平和思想の両立をどう考えるべきかと質問した。これに対して小野塚氏は、兵器産業には安全保障上のリスクが二つある。まず外国から兵器を購入するということは、それ自体安全保障のリスクになる。しかし一方で、軍事力での安全保障には限界がある。下手に重武装をすれば、むしろ相手の反発を誘発し、日本が余計に危険に晒される。それを踏まえると、最終的には国民が判断すべき問題であるが、兵器はなるべく国産で、そしてそれ以上に、兵力を極小化することが望ましいと答えた。

続いて北泊謙太郎氏から三つの質問があった。まず経済安全保障における学問の公共財としての歪みとは何かについて質問があった。小野塚氏は、現在軍

事機密はあるのが当たり前の時代になっているが、少なくとも戦前においては、現在だと軍事技術とみなされる学術的情報も自由に閲覧できた。学問の成果が国際公共財であった時代を知っておく必要があると答えた。また軍事機密の關係で、防衛大学校や防衛研究所の職員は、自分の研究が自身の業績にならないという、科学者にとって辛い状況に置かれている。そのため、有能な人ほど自分の名前で公開できるほかの機関に移ってしまうという構造的な問題がある。そもそも学問の成果をどのように活かすかについては、学者が無責任で良いわけではないが、最終的には政治家・国民が決めるべきことであり、学問の国際公共性が無くなれば、学問の活力も喪われる恐れがある。軍事技術が機密であったということは、歴史上自明のことではないと主張した。

次に北泊氏は、経済安保法ができた背景は何であるのかについて質問した。これに対して小野塚氏は、その原因にはまず中国の軍事的台頭があり、これを脅威とみなしたものである。基本的にはアメリカをモデルとするが、近年欧州との軍事技術交流が行われつつあるので、これも参照していると思われると答えた。

最後に北泊氏は、経済の軍事化において、防衛省は現在新しい国産主義を提唱しているが、日米外交の重鎮であるリチャード・アーミテージ氏もまた、日米安保のための兵器の共同開発を主張していることをどのように理解するべきであるのかという質問を行った。小野塚氏は日本が比較的優位な分野を活かして、米英豪に技術や資本を提供する。それによって、発言権を増すことを狙っているのではないかと答えた。しかし一方で、世論の評判やコストを気にして、日本の兵器産業が新しい国産主義に消極的であるなど課題が積載し、共同開発にしる純国産開発にしる、苦しい状況が続いていると答えた。

続いて高岡裕之氏は、日本の兵器産業は対米依存以外にも、武器輸出三原則などの制約や、主要顧客である自衛隊の予算の少なさ、規模の小ささなどの課

題を抱えており、民生品も生産している企業にとっては、グローバル展開の重荷になっていて、コマツをはじめ、撤退を表明する企業が相次いでいる。この現状を受けて、新しい国産主義をどのように考えることができるのか。また、第一次世界大戦においては、兵器の発達が著しく、用兵思想のミスマッチによって多数の戦死者を出した。これを武器移転の歴史として捉えた場合、どのように考えることができるのかと質問した。

小野塚氏は、高岡氏の仰るとおり、ほとんどの兵器企業は民生品の比率が高い。しかも製造ラインの関係もあり、両方つくるのは大変である。そこで、企業に撤退されると困る防衛省が、アメリカをはじめ、外国と兵器の共同開発を進める新しい国産主義を提唱したのである。また、用兵思想と兵器の開発のミスマッチもまさしくそのとおりで、戦艦大和などはその典型例である。これは現代においても課題で、アメリカの言いなりになるのではなく、交渉を可能にするような状況を作り出すことが大事ではないか。最後に、兵器産業の歴史研究は難しく、現役の企業の場合は史料の制約も多い。史料の公共性もまた、議論されなければならぬと答えた。

次に塚田孝氏から、日本の特殊性とはどのように理解すればよいのかについて質問があった。これに対して小野塚氏は、日本の特殊性とは、対米依存であり、政治・経済・文化・社会・軍事などあらゆる領域において、日本は無理難題を押し付けられている。他国ならば対抗するナショナリズムが起きるのが普通であるのに、それが見られないと答えた。これに対して塚田氏は、ではなぜそうだったのか。また、日米関係においては、日本国憲法の理想主義的ナショナリズムをよりどころにするしかないのではと質問した。小野塚氏は、塚田氏がそのように仰ることもわかるが、メディアや司法が劣化している現状、その実現は難しい。私にできることは、この現状はおかしいと批判し続けることであると答えた。

最後に高岡氏が、プラザ合意からバブル崩壊までの日本は、経済大国ナショナリズムに浮かれた対米自立の議論は立ち上がったものの、その後の経済の低迷と中国の台頭によって、逆に対米依存を深めたのではないかと指摘し、そのうえで、対米依存への転換点はどこにあったのか、さらに現状から新しい展望をどのように見通せるかという質問をした。これに対して小野塚氏は、戦後何度かチャンスはあったものの、小泉純一郎政権以降は、日本経済が急速に劣化したため、政治経済面での自立は現状もはや見通せない。あるとすれば、学問や文化、思想である。たとえば日本国憲法や国連憲章の精神はいまだにみるべき価値がある。また、サブカルチャー文化や治安も日本は世界的に優れている。対米依存には希望を見いだせないが、イタリアの文化闘争論を参考に、精神病院の改善や子育て支援、部活支援、スローフードやアグリツーリズム支援などを行えば、アメリカから自立した独自の発展を果たし、長期的に安全保障を見直すことができるのではないかと答えて、討論は終了した。

(文責 西田彰一)

事務局移転のお知らせ

二〇二二年度より大阪歴史科学協議会の事務局は、大阪大学から大阪公立大学に移転しました。連絡先は左の通りです。

住所 〒五五八―八五八五

大阪市住吉区杉本三―三―一三八

大阪公立大学大学院文学研究科 佐賀朝研究室気付

電話 〇六一六六〇五―二三九八

大阪歴史科学協議会 事務局